## 国土交通省 新型インフルエンザ等対策行動計画概要

## 行動計画の目的

政府の行動計画に基づき、今後、国土交通省が行うべき対応等の概要をあらかじめ定めておくことにより、新型インフルエンザ等が発生した場合の迅速かつ適切な対応の実施に資する

## 主な対策の概要

発生段階	未発生期	海外発生期	国内発生早期 (地域未発生期·地域発生早期)	国内感染期 (地域未発生期·地域発 生早期·地域感染期)	小康期
各段階 の目的 <sup>(政府行動計</sup> 画)	① 発生に備えた体制整備 ② 国際的な連携の下に発生の早期確認に 努める	① 新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせる ② 国内発生に備えた体制整備	①国内での感染拡大をできる限り抑える ②患者への適切な医療の提供 ③感染拡大に備えた体制整備	①医療提供体制維持 ② 健康被害を最小限に 抑える ③ 国民生活及び国民 経済への影響を最小限 に抑える	国民生活及び国民経済の 回復を図り、流行の第二波 に備える
省内体制	・国土交通省新型インフルエンザ等対策推 進本部の設置・開催 ・国土交通省新型インフルエンザ等対策推 進本部幹事会等の設置・開催 ・業務継続計画(BCP)の見直し ・接種体制の構築	・国土交通省新型インフルエンザ等対策 本部の設置・開催 ・特定接種の実施	・国土交通省新型インフルエンザ等対策本部の開催	同左	・これまでの対策の評価の 実施 ・必要に応じて行動計画等 の見直しを実施
水際対策	・政府の行動計画等の周知 ・対策の所要の検討 ・関係者間の連携についてマニュアル化等 ・マスク等資器材の整備 ・感染したおそれのある者を停留するため の宿泊施設の確保への協力	・フェーズ4宣言前の対策の開始・関係事業者等への対策の徹底・水際対策関係者への特定接種等感染対策の実施・検疫の集約化への対応(5空港.4港)・停留施設の使用及び航空機等の運航制限への対応・在外邦人の帰国支援(増便依頼等)※国内の状況等に応じ、順次検疫縮小	(海外発生期の対策に加え) ・国内から海外へ出国する者への対応 (必要に応じた搭乗手続き拒否要請) ※国内の状況等に応じ、順次検疫縮小	同左 ※国内の状況等に応じ、 順次検疫縮小	
予防・ま ん延防止 対策	・政府の行動計画等の周知 ・運送関係事業者等の運行方針の検討 不要不急の外出を控えることを前提として、輸送力確保及び乗客間又は従業員と利用者間の感染防止に努力・公共交通機関の運行の調査研究等・予防接種(研究開発への協力、登録事業者の登録等)	・運送関係事業者等に対する体制整備の要請	・運送関係事業者等の利用者に対するマスクの着用等の広報の要請【緊急事態宣言時の措置】・未発生期の運送関係事業者等の運行方針に従った運行要請等・不特定多数の人が集まる大規模集会等の中止・延期・重点的感染拡大防止策への対応	同左 ※段階的に縮小される。	【緊急事態宣言時の措置】 ・所管事業者の縮小した事業が再開可能である旨の 周知 ・指定(地方)公共機関等に対する第二波に備えた事業継続の支援 ・緊急事態措置の縮小・中止等
国民生活 及び国民 経済の安 定の確保	・指定(地方)公共機関及び登録事業者に対する事業継続計画(BCP)策定支援・事業継続のための法令の弾力運用の検討・指定(地方)公共機関及び登録事業者に対する緊急物資運送のための体制整備の要請及び支援	・指定(地方)公共機関等に対する事業継続の準備の要請 ・所管事業者に対し、職場での感染対策 ・重要業務の重点化の準備を要請 ・事業継続のための法令の弾力運用の周知その他必要な対応策の検討 ・基本的対処方針を踏まえた登録事業者の接種対象者への特定接種の実施	・所管事業者に対し、職場での感染対策 の開始を要請 【緊急事態宣言時の措置】 ・指定(地方)公共機関等に対する事業 継続の要請 ・事業継続のための法令の弾力運用の 周知その他必要な対応策の検討 ・運送の確保 ・緊急物資の運送等	(国内発生早期の対策 に加え) 【緊急事態宣言時の措置】 ・所管事業者の事業継 続の状況等の確認及び 必要な対応策の検討	